

(第1 - 2号様式)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 29 日

奈良県知事 殿

提出者住所 奈良県 天理市 三島町 200番地

氏名 公益財団法人 天理よろづ相談所
理事長 山田 清太郎

電話番号 0743-63-5611

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項（奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱第5）の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	公益財団法人 天理よろづ相談所病院
事業場の所在地	奈良県 天理市 三島町 200番地
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	病院
②事業の規模	許可病床数715床
③従業員数	1,846人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染症廃棄物→収集運搬、中間処理、最終処分とも業者に委託。 中間処理で焼却後、残渣を最終処分で埋め立て。

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
<p>(管理体制図)</p> <p>特別管理産業廃棄物管理責任者 (臨床検査部部長)</p> <p>↓</p> <p>医療廃棄物管理委員会 委員長 (臨床検査部部長)</p> <p>↓</p> <p>医療廃棄物管理委員会 委員 (管理課長他)</p> <p>↓</p> <p>各部署廃棄物管理責任者 (各部署長、各病棟師長)</p>		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度 (令和 4 年度) 実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	排 出 量	241.786 t t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>現場に行き徹底した分別指導を実施した結果、平成26年度より少しずつではあるが排出量を減らす事が出来ているが、コロナ感染拡大により想像以上の廃棄物の量が増えている。</p>	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	排 出 量	240 t t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今年度もコロナ感染に十分に注意しながら、様子を見ていきたい、感染対策と感染性廃棄物の削減は相対することなのですが、削減に努めていく。</p>	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	特になし	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	特になし	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	241.786 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	241.786 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
平成21年8月、平成23年8月、平成26年8月、平成29年8月に現地処理施設の見学を実施し、処理能力等を確認。平成23年4月より電子マネーフレストへ移行。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	240 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
委託処理業者には定期的に現地確認を実施する。			
電子マニフェストにより運搬業者と処分業者の廃棄物量・運搬廃棄日時等を期的に管理監督する。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			